

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方

電波法施行規則の一部を改正する省令案等について、平成26年4月25日から5月26日までの間、意見の募集を実施。その結果、3者から意見の提出があったところ、提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、以下のとおり。

意 見	総務省の考え方
<p>衛星基幹放送及び衛星一般放送における超高精細度テレビジョン放送に係る技術的条件についての制度整備案は、本年3月25日に一部答申を受けた「放送システムに関する技術的条件」(平成18年9月28日付け諮問第2023号)のうち「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」のうち「衛星基幹放送及び衛星一般放送に関する技術的条件」に示された、超高精細度テレビジョン放送に係る衛星デジタル放送方式の要求要件を適切に満たすものであると思料いたします。</p> <p>また、当該制度整備案は「放送サービスの高度化に関する検討会」にて取りまとめが行われた4K・8Kに対応した放送サービスの開始時期やその普及に向けた目標に関するロードマップ(平成25年6月公表)に沿った4K・8K放送の実現及び普及促進のために不可欠なものであり、賛同いたします。(スカパーJSAT 株式会社)</p>	<p>本改正案に賛成するご意見として承ります。</p>
<p>今回の「電波法施行規則の一部を改正する省令案等」は、情報通信審議会により答申された「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件のうち衛星基幹放送及び衛星一般放送に関する技術的条件」にのっとったものであり、4K・8Kといった空間解像度等に対応した超高精細度テレビジョン放送(UHDTV)の実現、普及展開等を促進する当該制度整備案に関して賛同いたします。ぜひとも速やかに制度整備を図ることを希望いたします。(一般社団法人電波産業会)</p>	<p>本改正案に賛成するご意見として承ります。</p>
<p>衛星基幹放送及び衛星一般放送における超高精細度テレビジョン放送に係る省令及び告示改正案は、超高精細度テレビジョン放送の実現に向けて関係規定を整備するものであり、賛成します。</p> <p>放送のさらなる進化の形である超高精細度テレビジョン放送は、わが国の産業、文化や社会の新しい発展の道を拓く次世代放送の“切り札”と認識しています。今後も、その実現に向けた各段階で必要な制度整備を行うとともに、官民の協力・連携により、世界に先駆けての実現・普及に有効な施策を強力に推進してゆく必要があると考えます。</p> <p>BS放送は、新しい放送サービスを先んじて実施してきた歴史をもっています。当社は、BS放送の基本インフラを担ってきた実績を生かして、超高精細度テレビジョンBS放送の実現・普及に寄与してまいり所存です。それが可能となる制度整備等について、特段のご配慮をお願いいたします。(株式会社放送衛星システム)</p>	<p>本改正案に賛成するご意見として承ります。</p>